

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 沖縄復帰に伴う特別措置法案(2)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43547

对策序關係

秘
無 期 限

官房長 ~~〆~~ 官房總務參事 ~~〆~~ 官房書記官 ~~〆~~
 條約局長 ~~〆~~ 參事官 ~~〆~~ 條約課長 ~~〆~~ 法規課長 ~~〆~~
 アメリカ局長 ~~〆~~ 參事官 ~~〆~~ 北米第一課長 ~~〆~~

復帰後の暫定の沖縄特知事及び
 衆議院議員の取扱ひについて

46.8.17.
 米北一(有田)

本年3月23日閣議決定を得て沖縄復
 帰対策要綱(初案)を、その旨を

(1) 復帰後沖縄特知事の選挙は、
 本27の旨に、復帰の際琉球政府
 の主席に在る者が知事となる。

(2) 復帰後沖縄特議会議員の選挙
 は、本27の旨に、復帰の際琉球政

GA-5

外務省

12545 (2) 8/17

2

特設法院議員の在りは沖縄特
 議会議員とす。

上記特知事及び、これらに
 関係する法律の措置を講ず。

37.6.11 沖縄・北米交渉の
 経過を17.7.3 下記のとおり。

記

1. 上記(1)の旨に、
 「特別措置法」(法律第...号)

各省法律600(中)の法律(因)に
 特別措置法(法律第...号)に
 各該規定を設

けずする。

2. 上記「特別措置法」に、
 特知事及び
 〆 衆議院議員の選挙は、復帰の日不

GA-6

外務省

50日以内に実施する旨の趣意を(存せ
置くとともに、(前記1.2.の趣意は

当該選挙の内に一時的趣意を引用する
こととする。)

3. 何れにせよ、談文案件の本国中
心とし、海外を中心とする自治者と協働

1213段階とする。

第 三 条 沖繩法令のうち、法律又はこれに基づく政令により、沖繩県又はその機関に属せしめられることとなる事務に相当する事務について規定している沖繩法令で法令に抵触しないものは、政令で定めるところにより、施行日から三月を経過する日までの間、それを地方自治法の規定による沖繩県の条例、規則その他の規定としての効力を有するものとする。

第 四 条 沖繩県の議会の議員及び知事の選挙は、施行日から起算して〇日以内に行なうものとする。

2 この法律の施行の際現に立法院の議員又は行政主席である者は、前項の選挙において議会の議員及び知事が選挙されるまでの間、それぞれ沖繩県の議会の議員又は知事とみなす。

第 五 条 沖繩県の副知事、出納長又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条の五第一項及び第二項各号に掲げる委員会の委員若しくは委員は、第 三 条に規定する場合を除き、前条第一項の選挙において議会の議員及び知事が選挙された後に、遅滞なく、選任し、又は選挙するものとする。

2 この法律の施行の際現に琉球政府の行政副主席又は中央教育委員会、公安委員会、中央選挙管理委員会、人事委員会、中央労働委員会、土地収用審査会若しくは漁業調整委員会の委員（委員に欠員があるときに補充される地位にある者を含む。以下この項において同じ。）若しくは会

計検査院の検査官の職にある者は、副知事又は地方自治法第百八十条の五第一項及び第二項各号に掲げる委員会の委員若しくは委員が選任され又は選挙されるまでの間は、それぞれ沖縄県の副知事又は相当の委員会の委員若しくは委員とみなす。

(市町村及びその機関等に関する経過措置)

第 条 沖縄の従前の市町村は、地方自治法の規定による市町村となるものとし、その議会の議員、長、委員会の委員(選挙管理委員に欠員があるときに補充される地位にある者を含む。以下この項において同じ。)又は委員その他の職員は、当該市町村の議会の議員、長、委員会の委員又は委員その他の相当の職員となるものとする。この場合において、これらの職員のうち、沖縄法令の規定により任期が定められているもので、地方自治法の規定によつても任期の定めのあるものの任期は、政令

で特別の定めをする場合を除き、同法の規定によるものとし、沖縄法令の規定によりこれらの者が選挙され、又は選任された日から計算するものとする。

2 沖縄の従前の市町村の条例、規則その他の規定で、法令及び沖縄県の条例、規則その他の規程に抵触しないものは、別段の定めがあるものを除き、それぞれ地方自治法の規定による市町村の条例、規則その他の規程としての効力を有するものとする。

3 沖縄の従前の市町村の収支は、施行日の前日をもつて打ち切り、これを決算するものとする。

秘
無期限

官房総務参事官

官房書記官

法務班

条約課長

安全保障課長

アメリカ局長 出張中

参事官

北米才一課長

東欧課長

PRCT

安全

2000 (20)

沖縄周産片設置法案)について

ヒ
コ
ロ
1
3
ミ

46. 9. 27
北米才一課

片策片総務課より別添の本件法案を送付
越し、同法案につき意見があれば 明28日(水)迄

に片策片総務課(限才務官)まで連絡方申越
し、この報告します。

なお、本法案については大蔵省主計局法
規課、地方財政当局の了承を仰っており、

法制局の一読を了している由です。

追って本法案は中央沖縄産用片策協議会とは

未だ協議中の趣です。

沖繩開発庁設置法（案）

（目的）

第一条 この法律は、沖繩開発庁の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

（設置）

第二条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項の規定に基づいて、総理府の外局として、沖繩開発庁を設置する。

（任務）

第三条 沖繩開発庁は、沖繩（沖繩県の区域をいう。以下同じ。）における経済の振興及び社会の開発を図るため、総合的な計画を作成し、並びにその実施に関する事務の総合調整及び推進にあたることを主たる任務とする。

（所掌事務及び権限）

第四条 沖繩開発庁の所掌事務の範囲は、次のとおりとし、その権限の行使は、その範囲内で法律（法律に基づく命令を含む。）に従ってなされなければならない。

- 一 沖繩振興開発特別措置法（昭和 年法律第 号）に基づく沖繩振興開発計画（以下「振興開発計画」という。）の作成及びその作成のため必要な調査を行なうこと。
- 二 振興開発計画の実施に関する事務を推進すること。
- 三 振興開発計画の実施に関し、関係行政機関の事務の総合調整を行なうこと。
- 四 関係行政機関の振興開発計画に基づく事業に関する経費の見積りの方針の調整を行ない、及び当該事業で政令で定めるものに関する経費の配分計画に関する事務を行なうこと。
- 五 第一号に掲げるもののほか、沖繩振興開発特別措置法の施行に関する事務（ ）を処理すること。

六 沖繩振興開発金融公庫法（昭和 年法律第 号）に基づく内閣総理大臣の権限に属する事項について内閣総理大臣を補佐すること。

七 沖繩開発庁の所管行政に関する広報を行ない、部内の人事、会計及び庶務に関する事務を処理し、並びに職員に貸与する宿舍その他職員の厚生及び保健のために必要な施設を設け、かつ、これを管理すること。

八 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき沖繩開発

庁の所掌に属させられた事務を行なうこと。

(内部部局及び所掌事務)

第五条 沖繩開発庁に、次の二局を置く。

総務局

振興局

2 総務局においては、前条第一号に規定する事務、第五号に規定する事務(沖繩振興開発特別措置法第 条及び第 条に係るものに限る。)、第六号及び第七号に規定する事務、沖繩振興開発審議会、沖繩振興開発金融審議会及び中央沖繩雇用対策協会の庶務に関する事務、庁務の総合調整に関する事務並びに振興局の所掌に属しない事務をつかさどる。

3 振興局においては、前条第二号から第四号までに規定する事務及び第五号に規定する事務(総務局の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

(長官)

第六条 沖繩開発庁の長は、沖繩開発庁長官とし、国務大臣をもってあてる。

2 沖繩開発庁長官(以下「長官」という。)は、^{沖繩}開発庁の所掌事務を遂行するため必要

があるとき、関係行政機関の長に対し資料の提出、説明その他の必要を協力を求めることができる。

3 長官は、特に必要があるときは、関係行政機関の長に対し、振興開発計画の実施に関する重要事項について勧告し、及びその勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

(附属機関)

第七条 沖繩開発庁に、次の附属機関を置く。

沖繩振興開発審議会

沖繩振興開発金融審議会

中央沖繩雇用対策協議会

2 沖繩振興開発審議会及び中央沖繩雇用対策協議会の組織、所掌事務、委員の任命その他の事項については、沖繩振興開発特別措置法の定めるところによる。

3 沖繩振興開発金融審議会の組織、所掌事務、委員の任命その他の事項については、沖繩振興開発金融公庫法の定めるところによる。

(地方支分部局)

第八条 沖繩開発庁に、地方支分部局として沖繩総合事務局（以下「総合事務局」という。）を置く。

（総合事務局の所掌事務等）

第九条 総合事務局は、沖繩における次に掲げる事務を分掌する。

一 第四条第一号、第二号及び第八号に掲げる事務

二 次に掲げる地方支分部局において所掌することとされている事務（運輸省設置法第四十条第二項及び第五十一条第二項に掲げる事務を除く。）

イ、公正取引委員会の事務局の地方事務所

ロ、財務局

ハ、地方農政局

ニ、通商産業局

ホ、海運局

ヘ、港湾建設局

ト、陸運局

チ、地方建設局

三 農林省設置法（昭和二十四年法律第五百十三号）第六十一条第五号及び第七号から第九号までに掲げる事務、第六十二条第一号に掲げる事務（民有林野に係るものに限る。）、同条第二号に掲げる事務（国営に係る森林治水事業の実施に関するものを除く。）、同条第三号に掲げる事務（民有林野に係るものに限る。）、同条第三号の二に掲げる事務（国営に係る地すべり防止に関する事業の実施に関するものを除く。）、同条第四号に掲げる事務（民有林野に係るものに限る。）、同条第七号に掲げる事務（林業技術の改良発達及び普及に係るものに限る。）、同条第八号に掲げる事務（民有林野に係るものに限る。）、第七十七条第二号、第三号、第五号から第七号まで、第十二号から第十四号まで及び第十六号に掲げる事務、第七十八条第一号、第四号及び第五号に掲げる事務、第七十九条に掲げる事務並びに第八十条第二号に掲げる事務
2 前項の事務のうち、第二号イに掲げる地方支分部局において所掌することとされている事務については公正取引委員会が、同号ロからチまでに掲げる地方支分部局において所掌することとされている事務及び第三号に掲げる事務については当該事務に関する主務大臣が総合事務局の長を指揮監督する。

第十条 沖繩における前条第二号に掲げる事務に関しては、政令で定めるところにより、

総合事務局を同号の地方支分部局と、総合事務局の長その他の職員を同号の地方支分部局の長その他の職員とみなして、これらの事務の処理に関する法令の規定を適用する。

2 前条及び前項に定めるもののほか、総合事務局において所掌する事務の処理に關し必要な事項は、沖縄開発庁長官と關係行政機関の長が協議して定める。

3 前項の協議により定められた事項で公示を必要とするものは、当該事務を所管する行政機関の長が告示するものとする。

(総合事務局の組織)

第十一条 総合事務局の位置及び組織は政令で定める。

(事務所等)

第十二条 総合事務局に、その所掌事務の一部を分掌させるため、事務所及び出張所(以下「事務所等」という。)を置くことができる。

2 事務所等の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び組織は、総理府令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協

定の効力發生の日から施行する。

(所掌事務に關する暫定措置)

第二条 沖縄開発庁は、第四条各号に規定する事務のほか、当分の間、沖縄の復歸に伴い、政府において特別の措置を要する事項で政令で定めるものに関する施策の推進に關する事務をつかさどる。

2 総合事務局は、第九条第一項の事務のほか、沖縄における前項の事務を分掌する。

(沖縄・北方対策庁設置法の廃止)

第三条 沖縄・北方対策庁設置法(昭和四十五年法律第三十九号)は、廃止する。

(国家行政組織法の一部改正)

第四条 国家行政組織法の一部を次のように改正する。

別表第一総理府の項中「沖縄・北方対策庁」を「沖縄開発庁」に改める。

(総理府設置法の一部改正)

第五条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。
目次中「第十六条の五」を「第十六条の六」に改める。

第三条第三号中「沖縄(硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島)

大東諸島を含む。)をいう。以下同じ。)及び」を削る。

第四条中第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十 北方地域に関する事務を行なうこと。

第二章第三節中第十六条の五を第十六条の六とし、第十六条の四を第十六条の五とし、第十六条の三を第十六条の四とし、第十六条の二を第十六条の三とし、第十六条の次に次の一条を加える。

(北方対策本部)

第十六条の二 総理府の機関として、北方対策本部を置く。

2 北方対策本部は、次の事務を行なう機関とする。

一 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について、調査研究し、関係資料を収集分析し、及び国民世論の啓発を図ること。

二 北方地域に生活の本拠を有していた者に対する必要な援護措置の実施の推進を図り、及びその援護措置の実施に関し、関係行政機関の事務の総合調整を行なうこと。

三 本土(北方地域以外の地域をいう。以下同じ。)と北方地域にわたる身分関係事項その他の事実について、公の証明に関する文書を作成すること。

四 本土と北方地域との間において解決を要する事項について、調査し、連絡し、あつせんし、及び処理すること。

五 前各号に掲げるもののほか、北方地域に関する事務に関し、関係行政機関の事務の総合調整及び推進を図ること。

六 北方領土問題対策協会を監督すること。

七 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき北方対策本部の所掌に属することとされた事務を行なうこと。

3 北方対策本部の長は、北方対策本部長とし、総理府総務長官をもって充てる。

4 北方対策本部長は、北方対策本部の事務を総括する。

5 北方対策本部長は、北方対策本部の所掌事務を遂行するため必要がある場合には、関係行政機関の長に対して協力を求め、又は意見を述べることができる。

6 北方対策本部に、北方対策副本部長を置き、総理府総務副長官をもって充てる。

7 北方対策副本部長は、北方対策本部長の職務を助ける。

8 北方対策本部に、次長その他の職員を置く。

9 この法律に定めるもののほか、北方対策本部の組織に関し必要な事項は、政令で定

める。

第十七条中「沖縄・北方対策庁」を「沖縄開発庁」に改める。

第十八条の表中「

沖縄・北方対策 庁	沖縄・北方対策庁設置法（昭和四十五年法律 第三十九号）
--------------	--------------------------------

を「沖縄開発庁

沖縄開発庁設置法（昭和	年法律第
-------------	------

」に改める。

（大蔵省設置法第十六条の三第一項の規定の適用に関する特例）

第六条 第九条第一項の事務のうち財務局において所掌することとされている事務に従事する総合事務局の職員は、大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四百四十四号）第十六条の三第一項の規定の適用については、大蔵省の職員とみなす。

（道路整備特別会計法の一部改正）

第七条 道路整備特別会計法（昭和三十三年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「北海道」を「北海道及び沖縄県」に改める。

（治水特別会計法の一部改正）

第八条 治水特別会計法（昭和三十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号及び第二号並びに第七条第三項中「北海道」を「北海道及び沖縄県」に改める。

（港湾整備特別会計法の一部改正）

第九条 港湾整備特別会計法（昭和三十六年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号及び第二号並びに第七条第三項中「北海道」を「北海道及び沖縄県」に改める。

理 由

沖繩における経済の振興及び社会の開発を図るため、総理府の外局として、沖繩開発庁を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

北米才一課長

連絡事項

昭和四十六年九月二十七日
沖繩。北方対策庁調整部より



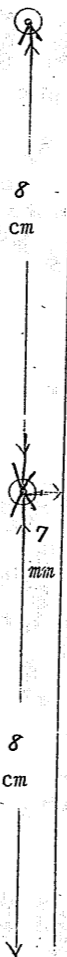
九月十六日の担当官会議で配布致しました連絡事項中、別紙(2)に記載した印刷物について別添のとおり様式を作成しましたので、十月八日以降納入分の特措法に関する参照条文、政令案要綱及び改廃法の新旧対照表、参照条文は、別添様式により作成するようお願い致します。
なお、想定問答については、追って連絡致します。

742号
北米才一課
9/30 スズ

了知局
46.9.28
北米才一課

特別措置法の参照条文

様式一 (表紙)



沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律(仮称)案
参照条文(〇〇省関係)

様式二 (目次)

目次	
第〇条関係	○
◎ 本〇〇に関する法律(抄)	1 頁
◎ 沖△△に関する立法(抄)	3
第×条関係	
◎ 本〇×法(抄)	5

第〇条関係

◎ 本〇〇法 (昭和 年法律第 号) (抄)

第〇条 ()

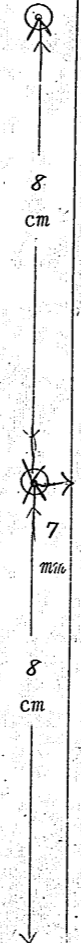
2

3) 5 略

〔作成要領〕

- 一 用紙はB5判、両面印刷、穴あき (様式一参照) とし、各省ごとにと
じること。
- 二 表紙 (様式一) は、通常法案関係資料に合紙として使われる青色の
のを使用すること。
- 三 タイプ印刷、騰写印刷 (筆耕) どちらでも可。(各省では統一)
- 四 第〇条関係 は、特別措置法の条文番号に従うこと。(必要に応じ
て、第〇条、第△条関係 としてもよいが、構成案の一項目をメドと
すること。)
- 五 本土法と沖縄法とを明確にするために、必ず法律名の頭に(本)又は(沖)を
つけること。
- 六 第〇条関係 内の法律のならばは、(本)と(沖)が対応する場合は、(本)の
次に対応する(沖)をならべ、全体としては、(本)の公布順とし、(本)に対応し
ない(沖)は、最後に公布順にならべること。

政令案要綱
様式一 (表紙)



参考資料

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(仮称)案に基
づく政令案要綱(〇〇省関係)

様式二 (目次)

目次

- 一 第一条関係 頁
- 二 第二条関係
- 三

様式三 (本文)

一 第〇条関係

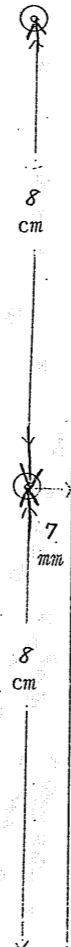
/
○
○
○
○
○
○
○
○

(1)

〔作成要領〕

「特別措置法の参照条文」の〔作成要領〕一から四までに従うこと。

改廃法の参照条文
様式一 (中表紙)



沖繩の復帰に伴う関係法律の改正又は廃止に関する法律
(仮称)案参照条文(〇〇省関係)

様式二 (目次)

目次

- 一 〇〇法(抄)(第〇条関係).....頁
- 二 〇△法(抄)(第△条関係).....
- 三

様式三 (本文)

一 〇〇法(昭和 年法律第 号)(抄)(第〇条関係)

第 条

2

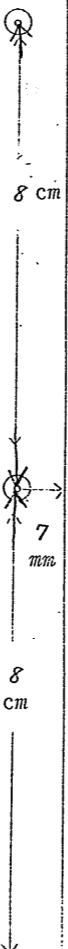
○ ○

-頁-

〔作成要領〕

- 一 「改廃法の新旧対照表」の「作成要領」一から四までを参照のこと。
- 二 廃止法は全文を参照条文とすること。

改廃法の新旧対照表
様式一 (中表紙)



沖繩の復帰に伴う関係法律の改正又は廃止に関する法律
(仮称)案新旧対照表(〇〇省関係)

様式二 (目次)

目次	
一	〇〇法(第〇条関係) 1 頁
二	△△法(第△条関係) 2
三	××法(第×条関係) 3

様式三 (本文)

一 ○○法(昭和 年法律第 号)(第○条関係)	
新	旧
第条。。。。。。。。	第条。。。。。。。。
略	略
- 頁 -	

〔作成要領〕

- 一 用紙はB5判、両面印刷、穴あき(様式一参照)とすること。
- 二 様式一(中表紙)は、通常法案関係資料に合紙として使われる青色のものを使用すること。
- 三 タイプ印刷、謄写印刷どちらでもよいが、各省内では統一すること。
- 四 第○条関係は改廃法の条文番号に従うこと。
- 五 新旧対照表は、別に示す参照条文とあわせ、一分冊とし、表紙(様式四)をつけること。

様式四 (表紙)

第六十七回国会

沖縄の復帰に伴う関係法律の改正又は廃止に関する法律
(仮称) 案関係資料(〇〇省関係)

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

官房書記官
条約課長
法規課長
安全保障課長

事務連絡
46.9.28

2002.9.30

9/29

アメリカ北米第一課

各省庁担当官殿

沖縄・北米対策庁調整部
財政担当参事官
花岡 至三

「琉球政府の権利義務の承継」に関する法律
(案)について

「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」(案)
の第五章第一条「琉球政府の権利義務の承継」の項

につき、別紙のとおり、法制局において作業を
終了しましたので、とりあえずお知らせいたします。

なお、案文(案)中の「権利義務」には、公法上の
許認可等に係るものは含まれないと解されてい
ますので念のため。

おって、この案文(案)に基づく政令において、貴省

2002.9.30

庁の所管する特別会計に係る権利義務の承継
に限らず、関係事務・事業に係る権利義務の
承継についても決りなく措置されるようお願い
いたします。

(琉球政府の権利義務の承継)

(法制局第二説会終了)

五章第一条 この法律の施行の際、琉球政府が有する権利義務は、別に法律に定めのあるものを除き、琉球政府の事務又は事業を承継する国又は沖縄県その他の法人が、その時において、政令で定めるところにより、その承継する事務又は事業の目的又は性格その他の事情に応じて承継する。

200- (20) 200- (21) 200- (22)

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

送書

事務連絡
46.10.5

各省担当官殿
沖縄対策調整部
財政担当参事官
花岡 圭三

「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案」
に盛り込まれる条文(案)の送付について

「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案」に
盛り込まれる「琉球政府の決算の処理」および

「合衆国ドル表示の債権対債務の切替え」の
条文(案)が、ほぼまとまりましたので、お知らせ

させていただきます。
また、琉球政府関係機関等の決算

に際すること、債権対債務の切替えに関する
こと、債権対債務で示した切替えに際

- 表決室
- 首席事務官
- 総務
- 沖繩
- 渉外調査
- 漁業
- 航空
- 科学協力
- 連絡調整
- 調査
- カナダ
- 局庶務

アメリカ局
46.10.7
北米第一課

おと軍政令において先当り必要を
ものにつきまして、よろしく措置され
るようお願いいたします。

(琉球政府の決算の処理)

第三十三条 沖縄県知事は、琉球政府のこの法律の施行の日の前日の属する年度の決算を作成し、沖縄県の監査委員の審査を経て、これを沖縄県の議会に報告するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 沖縄県知事は、前項の規定による決算を作成したときは、すみやかに当該歳入歳出決算並びにこの法律の施行の日の前日における琉球政府の財産、公債及び借入金^の現在高その他財政に関する一般の事項について、印刷物の配付その他適当な方法で住民に報告しなければならない。

(合衆国ドル表示の債権又は債務の切替え)

第八十七条 国又は地方公共団体がこの法律の規定に基づき承継する合衆国ドル表示の債権又は債務及び沖繩の市町村が有している合衆国ドル表示の債権又は債務並びに沖繩にある者の間又は沖繩にある者と本土にある者の間に存する合衆国ドル表示の債権又は債務で本邦で支払われるべきものは、政令で定めるもの及び特約のあるものを除き、この法律の施行の際、前条に規定する交換比率により日本円表示の債権又は債務に切り替えられるものとする。

官房書記官

条約課長

法規課長

安全保障課長

アメリカ局長

参事官

北米オ一課長

事務連絡

昭和46年10月15日

注
め
る
事
項

各省担当官殿

沖縄・北方対策庁調整部

田辺博通

「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」
(案)オ一系琉球政府の権利義務の承継の政令案
要綱について

標記の件につき、各省より政令案要綱を提出
して戴きましたが、内容が精粗まちまちで区々に

わたっておりますので、別紙(案)により統一的に
処理することといたしたいと思っておりますので、よろ

しくお願いたします。

なお、政令において、各特別会計及び資金ごと

に、また一般会計の細目についてその承継関係を
措置することについては、従来の方針どおりであり

大入理
首席事務官
総務
沖繩
渉外調査
漁業
航空
科学協力
連絡調整
調査
カナダ
局庶務

アメリカ局
46.10.15
北米

総理府

B-5 大47x65mmコピー用紙(100枚入り)

ますので、関係各省におかたてはよろしくお取
り計らいをお願いいたします。

また、すでに提出されました政令案要綱中
関係部分につきましては、当方で削除いたした

と思っておりますので、当庁各担当参事官と協議
をお願いいたします。

総理府

B-5 大47x65mmコピー用紙(100枚入り)

別紙

オ三十一 条関係

一 琉球政府の一般会計及び各特別会計に所属する
権利及び義務で、法オ三十一条の規定に従い 琉
球政府の事務又は事業を承継する間又は沖縄県
その他の法人が承継するものを定めること。
又一の権利及び義務の承継に関し、必要があるときは、
は、内閣総理大臣は、沖縄県知事の見解をきく
とともに関係の各省各庁の長に協議して定め
るものとする。

沖・北対第3777号

昭和46年10月20日

記

外務省
北米第一課長 殿

沖繩・北方対策庁調整課



沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律案、沖繩の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律案およびそれらに基づく政令案により措置されることが予定される法律一覧等作成のための原稿提出方依頼について

当庁では国会における法案審議の過程で提出を要求されることが予想される次の資料を作成する予定ですが、下記の要領によつてその原稿を作成し、10月25日までに当庁に5部ご提出願います。

1. 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律案、沖繩の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律案およびそれらに基づく政令案により措置されることが予定される法律一覧(資料1)
2. 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律案第48条関係法人調べ(資料2)

一、資料1

- 1. 各省庁所管の全法律につき、
 - A 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律(以下「特措法」と略す。)で措置されるものとされていて、特措法案に具体的な法律名が記載されているもの
 - B 特措法で措置されるものとされていて、特措法案に具体的な法律名が記載されていないもの(例「相当本土法に基づく〇〇とみなす」との条文により措置される場合の相当法)
 - C 特措法の委任に基づく政令で措置されるものとされていて、政令案に具体的な法律名が記載されているもの
 - D 特措法の委任に基づく政令で措置されるものとされていて、政令案に具体的な法律名が記載されていないもの
 - E 沖繩の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律(以下「改廃法」と略す。)で措置されるものとされているもの
 - F 改廃法の委任に基づく政令で措置されるものとされているもの
 - G 特措法、改廃法およびこれらの委任に基づく政令で何らの措置もされないもの
- 〇の分類を行ない、別紙(一)様式により、同様式記載の例にならい原稿を作成すること。

1922
送付
10月25日
外務省
北米第一課
長 殿

2 所管法律をもれなく記載すること。

3 法律の配列順序は各省庁ごとに局、庁の建制順とし、局、
庁の中では、法律番号順とすること。

4 該当条文はもれなく記載すること。

二、資料 2

1 特措法第48条の規定により本土法令に基づく相当の法人と
なる沖縄の法人のうち、民法、商法または有限会社法に基づく
法人以外の法人(各省庁所管となるもの)の一覧表を別紙(二)様式
により作成すること。

2 法人の名称は法令上の名称によること。

3 沖縄法令、本土法令の欄には法令名とともに、法人設立根拠
規定の条文番号をかつて書で記載すること。

本信に関する連絡先：調整部総括参事官室

(581-2361 内線265)

様式(一)
資料 /

〇〇省

法律名	法律番号	A	B	C	D	E	F	G
(例) 道路交道法	昭35/05	5859						
風俗営業等取締法	昭23/22		53					
行政不服審査法	昭37/60	60		156				
不動産登記法	明32/4				156			
大蔵省設置法	昭24/44					35		
年齢計算ニ関スル法律	明35/50							〇

記載方法 A欄： Aに該当するものにつき、特措法案の当該条文番号

- B欄： B " "
- C欄： C " " 特措法案の根拠条文番号
- D欄： D " " " 改廃法案の当該条文番号
- E欄： E " " " 根拠条文番号
- F欄： F " " " " 〇印を付す
- G欄： G " " " " " 〇印を付す

様式(二)

資料 2

〇〇省

法人名	沖繩法令	本土法令
(例) 弁護士会	弁護士法(第 条)	弁護士法(第 条)

第五十三條關係 目次

..... 頁

參考資料

沖繩の復歸に伴う特別措置に関する法律案に基づく政令案要綱（外務省關係）

第五十三条関係

沖繩の復帰に伴う旅券法の適用についての特別措置に関する政令
(仮称) 案要綱

旅券法の一般旅券の発給等の制限事由の適用に関する特別措置

1 復帰の際沖繩に適用されていた刑罰に関する規定に定める刑及び罪は旅券法第十三条第一項第二号及び第三号の適用については、本土の法令に定める刑及び罪とみなす。

2 復帰前に沖繩においてされた訴追で沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十七条(刑事関係の手續、執行等の承継)第一項後段の規定により本土の法令による訴追とみなされるものは、旅券法第十三条第一項第二号の適用についても、本土の法令によりされた訴追とみなす。

第六十七回国会

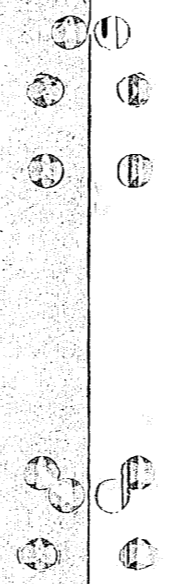
参考資料

沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する
法律案に基づく政令案要綱

沖縄・北方対策庁

沖繩・北方対策庁関係	1
大蔵省関係	5
運輸省関係	9
郵政省関係	13
労働省関係	19
自治省関係	23

目次



沖繩・北方対策庁関係

一 第十一条関係

南方同胞援護会法関係

- 1 南方同胞援護会が解散の際に有する財産の細目及びその財産に関する権利義務を承継する法人等を定めること。
- 2 解散に際し、解散の登記を登記所に囑託することその他必要な措置を定めること。

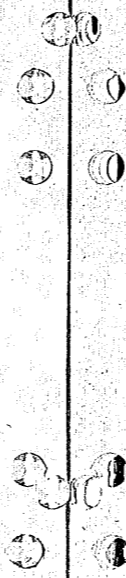
二 第十七条関係

沖縄における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法関係

法第十七条第一項の規定により本邦の免許資格を有する者が旧法第三十

二条第一項又は第二項に規定する場合に該当する場合における免許又は登録の取消しについての経過措置等を定めること。

大藏省關係



第四十三条関係

国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法関係

- 1 復帰の日の前日に立法院議員、中央教育委員会委員等（以下「立法院議員等」という。）であつた者は、復帰の日に本土の組合員となつた場合においても復帰更新組合員に該当しないものとする（第五十一条の四第四号関係）。

- 2 立法院議員等は、琉球政府等の職員には該当しないものとする（第五十一条の四第六号関係）。

- 3 沖縄の組合員であつた者に対し本土の通算退職年金に関する規定を適用する場合において、沖縄共済法の規定により凍結された通算退職年金源資の返還を復帰前に受けた者は通算退職年金を受ける権利を有する者に該当しないものとし、沖縄の通算年金通則法の施行前に退職した者で、同法の施行により、通算退職年金源資を納めた者は通算退職年金を受け

る権利を有する者に該当するものとする等の措置を定めること（第五十一条の五第二項関係）。

4 琉球政府等にその事務を引き継いだ機関に恩給公務員相当の職員として在職していた者は、その在職していた間、恩給公務員として在職していた者とする事（第五十一条の八第三項関係）。

5 副看守長等に対する長期給付の特例措置は、沖縄民政府等琉球政府に相当する機関に在職していた副看守長等についても適用するものとする等の措置を定めること（第五十一条の九関係）。

6 琉球政府等の職員として勤務していた者でその後本土の組合員となつた再就職者及び復帰前に沖縄の公庫等に転出した者についても長期給付の経過措置の対象とするほか、本土の組合員と沖縄の組合員との資格を同時に有する者について一時金を支給する経過措置等を定めること（第五十一条の十関係）

一 第七十三条関係

復帰前に琉球政府の海員学校の入学試験に合格した者は、沖縄海員学校の入学試験に合格した者とみなすこと。

二 第七十七条関係

復帰時に沖縄の労働組合法の規定により船員労働委員会の委員の職務を行なっている者は、本土の労働組合法の規定により沖縄船員地方労働委員会の委員の職務を行なう者とみなすこと。

郵政省關係

一 第八十八条関係

郵便為替法関係

本土と沖縄との相互間における送金のために差し出された普通為替又は電信為替に関する取扱いについては、従前の例によることとする。

二 第九十六条関係

公共企業体職員等共済組合法関係

1 復帰の日の前日に沖縄の公務員等共済組合の組合員であつた琉球電信電話公社の職員等で、復帰の日に公共企業体の共済組合の組合員となり、以後退職することなく引き続き組合員であるものを復帰更新組合員とする旨を定めること。

2 復帰更新組合員で、沖縄の立法院議員等本土の組合員に相当しない者としての期間を有するものについては、当該期間を本土の組合員期間に

算入しない等の措置を定めること。

3 復帰更新組合員で、沖縄の共済法の規定による本土の恩給公務員に相当する者について、公共企業体職員等共済組合法に規定する恩給公務員とみなすため、その範囲を定めること。

4 復帰更新組合員のうち、本土の組合員の資格と沖縄の組合員の資格とを同時に有する者に対する一時金の支給、沖縄の組合員であつた期間と恩給公務員期間又は長期組合員期間と重複する期間のある場合の組合員期間の調整等について定めること。

5 沖縄の組合員であつた者に対する本土の通算退職年金に関する規定を適用する場合には、沖縄の共済法の規定による通算退職年金の源資を凍結された者には、復帰前に凍結された源資の返還を受けた者は該当しないものとし、沖縄の通算年金通則法の施行前に退職した者で、同法の規定により、通算退職年金の源資を返還した者は、通算退職年金を

受ける権利を有する者に該当するものとする等所要の措置を定めること。

6 その他復帰更新組合員を更新組合員とみなして、この法律の附則の規定を適用するための必要な経過措置等を定めること。

勞
働
省
関
係

第百三条関係

沖繩居住者等に対する失業保険に関する特別措置法関係

復帰前に、沖繩居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の規定により行なわれた届出等は、失業保険法の相当規定により行なわれた届出等とみなすこと、復帰前の期間に係る保険給付については従前の例によることその他沖繩居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止に伴い必要な経過措置を定めるものとする。

自
治
省
關
係

第百五条関係

地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法関係

1 沖繩の組合員であつた復帰更新組合員（沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律（以下「特別措置法」という。）の規定によりその施行の日
に組合の組合員となり、引き続き組合の組合員であるものをいう。）に對
し地方公務員等共済組合法（以下「法」という。）及び地方公務員等共済組
合法の長期給付等に関する施行法（以下「施行法」という。）の規定を
適用する場合においては、施行法の規定により組合員期間に算入される
期間のうち、沖繩の組合員であつた期間は組合員であつた期間と、恩給
公務員又は退職年金条例の適用を受ける職員に相当するものとして自治
省令で定めるものであつた期間は恩給法又は退職年金条例の適用を受け
ていた期間とみなすものとする。

2 琉球水道公社及び沖繩下水道公社の職員であつた期間は、組合員期間

に算入するものとする。

3 琉球政府の行政主席又は沖縄の市町村長である特殊組合員であつた期間（沖縄の共済法（特別措置法の施行の日前に沖縄県の区域に施行されていた法の規定による長期給付に相当する給付に関する沖縄法令をいう。以下同じ。）の規定により当該期間に算入され、又は当該期間とみなされる期間を含む。）は、地方公共団体の長であつた組合員期間に算入するものとする。

4 琉球政府にその事務を引き継がれた機関において沖縄の警部補、巡査部長又は巡査として在職した期間は、警察職員であつた組合員期間に算入するものとする。

5 沖縄の立法院議員及び群馬政府の議會議員であつた期間（施行法第三十二条の三第三項ただし書の申出があつた場合における沖縄の共済法の規定による長期給付の基礎となつた期間を除く。）は、都道府県議會議員共済会の会員であつた期間とみなすものとする。

6 その他法及び施行法の規定の適用に関し、必要な手続等を定めること。

事務連絡

昭和46年11月15日

各省庁 担当官 殿

沖縄・北方対策庁調整部総括参事官室

沖縄の復帰に伴い何らかの措置が予定される
法律(特措法及び改廃法)一覧表について

上記の一覧表は、内部資料として作成したものであり、秘扱いと致します。

なお、内容に誤りがある場合には、御連絡願います。(内線 265)

注、特別措置法関係正誤

39頁 誤 正

地方公務員共済組合法 → 地方公務員等共済組合法

コ
ロ
左
記
合
理
↑
(
2
6
5
)
✓

秘

国会未提出

沖縄復帰に伴い何らかの措置を要すると思われる法律数各省別一覧

1971.11.10

省庁名	沖縄復帰に伴う特別措置に関する法律関係			沖縄復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律関係			備考
	法A	法B	政令	法律	政令	合計	
総理府(事務)	3	0	3	2	0	2	
公正取引委員会	1	0	1	1	0	1	
警察庁	1	9	10	2	0	2	
土地調整委員会	0	0	0	0	0	0	
行政管理庁	2	0	2	1	0	1	
防衛庁	0	0	0	0	0	0	
経済企画庁	0	0	0	0	0	0	
科学技術庁	0	1	1	0	0	0	
環境庁	0	6	6	0	0	0	
沖縄・北方対策庁	0	0	0	8	0	8	
法務省	20	26	46	11	0	11	
外務省	0	1	1	3	0	3	
大蔵省	25	39	64	37	1	38	
文部省	4	10	14	2	0	2	
厚生省	15	44	59	11	0	11	
農林省	8	24	32	4	0	4	
通商産業省	4	15	19	2	0	2	
運輸省	3	24	27	7	0	7	
郵政省	4	9	13	13	0	13	
労働省	8	10	18	7	0	7	
建設省	4	20	24	0	0	0	
自治省	7	4	11	5	0	5	
会計検査院	0	0	0	0	0	0	
人事院	1	0	1	0	0	0	
	110	242	352	119	1	120	

注1 Aは特別措置法に法律名入っている法律、Bは同じ法律名入っていない法律
 2 重複がないように(同一法律でA,Bに該当するものを、AとBの数とは)計算している。

総 理 府

B-4 ER54 (100X300)

秘

子 杉本 23

沖縄の復帰に伴い何らかの措置が予定される法律一覧表

沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律関係

沖縄・北方対策庁

(注)

- 1 この表は昭和四十六年十一月十日現在において、沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律及びそれに基づいて制定される政令により措置されることが予定される法律を列記したものである。
- 2 配列順序は、各省庁ごとに法律により措置されるものを先に、政令により措置されるものを後にし、それぞれ沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律案の条文番号順とした。
- 3 法律の総数は百一十本である。
- 4 二以上の省庁の共管に属する法律は措置の内容により整理し、いずれかの省庁の中に記載した。
- 5 法律名の下のかっこ内数字は沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律の条文番号。

(総理府本府関係)

国家公務員等退職手当法(一。九)

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律(二。三)

(公正取引委員会関係)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律(四)

(警察庁関係)

警察法(五)

道路交通法(六)

(行政管理庁関係)

行政管理庁設置法(七)

(沖縄・北方対策庁関係)

元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律(八。九)

南方同胞接護会法(一〇。一一)

沖縄における換籠農場に必要な物品及び本邦と沖縄との間の電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律(一二)

宮古群島及び八重山群島におけるテレビジョン放送に必要な設備の譲与に関する法律(一三)

沖縄地域における産業の振興開発等のための琉球政府に対する資金の貸付けに関する特別措置法(一四)

沖縄島、宮古島及び石垣島相互の間における極超短波回線による電気通信設備の譲与に関する法律(一五)

沖縄における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法(一六。一七)

沖縄における産業の振興開発等に資するための琉球政府に対する米穀の売渡しについての特別措置に関する法律(一八)

(法務省関係)

検察庁法(二〇)

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律(二一)

法務省設置法 (二二)

裁判所法 (二三)

判事補の職権の特例等に関する法律 (二三)

沖縄関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令 (二四)

国際海上物品運送法 (二五・二六)

小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律 (二七)

出入国管理令 (二八)

外国人登録法 (二九)

公安調査庁設置法 (三〇)

(外務省関係)

旅券法 (三一)

旅券法の特例に関する法律 (三二・三三)

沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法 (三四)

(大蔵省関係)

たばこ専売法 (三五)

塩専売法 (三五)

大蔵省設置法 (三五)

相続税法 (三五)

資産再評価法 (三五)

税理士法 (三五)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律 (三五)

4

酒税法 (三五)

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律 (三五)

有価証券取引税法 (三五)

関税法 (三五)

入場税法 (三五)

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律 (三五)

3

砂糖消費税法 (三五)
地方道路税法 (三五)
とん税法 (三五)
特別とん税法 (三五)
揮発油税法 (三五)
トランプ類税法 (三五)
国税犯則取締法 (三五)
国税徴収法 (三五)
物品税法 (三五)
国税通則法 (三五)
所得税法 (三五)
法人税法 (三五)
石油ガス税法 (三五)
印紙税法 (三五)

通関業法 (三五)
関稅定率法 (三五)
たばこ耕作組合法 (三六)
食糧管理特別会計法 (三七)
失業保險特別会計法 (三八)
船員保險特別会計法 (三九)
國家公務員等の旅費に關する法律 (四〇)
特別勸進資金設置令 (四二)
國家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法 (四三)
租稅特別措置法 (四四)
通行税法 (一一〇)

(文部省關係)
日本育英會法 (四五・四六)
國立學校設置法 (四七・四八・一一〇)

(厚生省関係)

厚生省設置法(四九)

医師法(五〇)

戦傷病者戦没者遺族等援護法(五一)

未帰還者魯守家族等援護法(五二)

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(五三)

引揚者給付金等支給法(五四)

未帰還者に関する特別措置法(五五)

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(五六)

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(五七)

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(五八)

戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(五九)

(農林省関係)

農林省設置法(六〇)

植物防疫法(六一)

農地法(六三)

家畜伝染病予防法(六四)

沖繩産糖の糖価安定事業団による買入れ等に関する特別措置法(六五・六六)

砂糖の価格安定等に関する法律(六七・六八)

漁業法(六九)

(通商産業省関係)

通商産業省設置法(七〇)

商工会議所法(七一)

(運輸省関係)

運輸省設置法(七二・七三)

海上運送法(七四)

船舶職員法(七五)

海上保安庁法(七八)

海難審判法(七九)

気象業務法(八〇)

南大東島及び石垣島における高層気象観測に必要な物品の譲与に関する法律(八一)

(郵政省関係)

- 郵政省設置法 (八二)
- 公衆電気通信法 (八三)
- 郵便法 (八四)
- 簡易郵便局法 (八五)
- 郵便貯金法 (八六)
- 郵便為替法 (八七・八八)
- 沖縄における郵便貯金の奨励及び簡易生命保険思想の普及に必要な施設及び設備の設置及び無償貸付けに関する法律 (八九)
- 簡易生命保険法 (九〇)
- 郵便年金法 (九一)
- 電波法 (九二)
- 放送法 (九三・九四)
- 沖縄におけるテレビジョン放送に必要な設備の日本放送協会による設置及び無償貸付けに関する法律 (九五)

公共企業体職員等共済組合法 (九六)

(労働省関係)

- 社会保険労務士法 (一七・九九)
- 労働組合法 (七六・七七)
- 労働省設置法 (九七)
- 労働保険審査官及び労働保険審査会法 (九八・一一〇)
- 炭鉱離職者臨時措置法 (一〇〇)
- 港湾労働法 (一〇一)
- 沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法 (一〇二・一〇三)
- (自治省関係)
- 地方行政連絡会議法 (一〇四)
- 地方公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法 (一〇五)
- 公職選挙法 (一〇六)
- 沖縄住民の国政参加特別措置法 (一〇七・一〇八)
- 消防法 (一〇九)

秘

沖繩の復歸に伴い何らかの措置が予定される法律一覧表
沖繩の復歸に伴う特別措置に関する法律関係

沖繩・北方対策庁

(注)

- 1 この表は昭和四十六年十一月十日現在において、沖繩の復歸に伴う特別措置に関する法律及びそれに基づいて制定される政令により措置されることが予定される法律を列記したものである。
- 2 配列順序は、各省ごとに法律により措置されるものを先に、政令により措置されるものを後にし、それぞれ沖繩の復歸に伴う特別措置に関する法律案の条文番号順とした。
- 3 法律の総数は四百八十一本である。
- 4 二以上の省庁の共管に属する法律は措置の内容により整理し、いずれかの省庁の中に記載した。
- 5 法律名の下のかっこ内数字は沖繩の復歸に伴う特別措置に関する法律の条文番号。

(総理府本府関係)

国家公務員法(四四・五三・一五六)

一般職の職員の給与に関する法律(五五・一五六)

国家公務員災害補償法(五六)

公務員等の懲戒免除等に関する法律(一五六)

国家公務員等退職手当法(一五六)

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(一五六)

(公正取引委員会関係)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(五七・一五六)

(警察庁関係)

風俗営業等取締法(四・五三)

警察法(四・三一・三二・一五六)

道路交通法(五三・五八・五九・一五六)

遺失物法(五三・一五六)

警察官職務執行法(五三)

古物営業法(五三・一五六)

質屋営業法(五三・一五六)

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律(五三・一五六)

銃砲刀剣類所持等取締法(五三・一五六)

酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律(五三)

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法(一五六)

(行政管理庁関係)

行政不服審査法(六〇・一五六)

行政機関の職員の定員に関する法律(六一)

統計法(一五六)

(経済企画庁関係)

国土調査法(一五六)

国土調査促進特別措置法（一五六）

（科学技術庁関係）

技術士法（五三）

放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（一五六）

（環境庁関係）

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（五三・一五六）

自然公園法（五三・一五六）

公害対策基本法（五三・一五六）

大気汚染防止法（五三・一五六）

水質汚濁防止法（五三・一五六）

温泉法（五四・一五六）

（法務省関係）

民事訴訟法（一〇）一八・一九・二二）

裁判所法（一〇）一六・一九・二六）二八・五三・六三・一二九）

行政事件訴訟法（一〇）一二・一六）一八・二一・二二）

人事訴訟手続法（一一）一二・一五）一八）

非訟事件手続法（一一）一八・一九・二二）

競売法（一一）一二・一六・一八・二二）

破産法（一一）一二・一六・一八・二〇・二二）

和議法（一一）一二・一六・一八・二〇・二二）

家事審判法（一一）一三・一六・一八）

民事調停法（一一）一二・一四・一六・一八）

滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律（一一・一二）

民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する法律（一九）

民事訴訟費用等に関する法律（二三）

民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律
施行法 (二三)

刑法 (二五・一〇〇)

監獄法 (二七・一〇〇・一〇一)

司法警察官吏及司法警察官吏ノ職務ヲ行フベキ者ノ指定等ニ関
スル件 (二七)

刑事訴訟法 (二七・二八)

檢察審査会法 (二七)

少年法 (二七)

少年院法 (二七・一五六)

司法警察職員等指定応急措置法 (二七)

犯罪者予防更生法 (二七・二九)

刑事補償法 (二七)

法廷等の秩序維持に関する法律 (二七)

刑事訴訟法第九十四条に基く懲戒処分に関する法律 (二七)

交通事件即決裁判手続法 (二七)

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法 (二七)

刑事訴訟費用等に関する法律 (二七)

更生緊急保護法 (二七・五三)

執行猶予者保護観察法 (二七)

恩赦法 (二九)

供託法 (三一・五二・一五六)

民法第一編第二編第三編 (四八・五三・六六・一五六)

商法 (四八・一五六)

有限会社法 (四八・一五六)

司法書士法 (四八・五三・一五六)

土地家屋調査士法 (四八・五三・一五六)

弁護士法 (五三・六五・一五六)

公証人法 (五三・一五六)
検察庁法 (五三)
人権擁護委員法 (五三・一五六)
保護司法 (五三・一五六)
裁判所職員定員法 (六三)
裁判所職員臨時措置法 (六四)
国家賠償法 (六七)
法例 (一五六)
不動産登記法 (一五六)
戦時民事特別法廃止法律 (一五六)
戸籍法 (一五六)
出入国管理令 (一五六)
外国人登録法 (一五六)
商業登記法 (一五六)
遺言の方式の準拠法に関する法律 (一五六)

(外務省関係)
旅券法 (五三)

(大蔵省関係)

外国為替及び外国貿易管理法 (二五・五三・五四・一五六)
厚生保険特別会計法 (三一・七一)
簡易生命保険及郵便年金特別会計法 (三一・七一)
自作農創設特別措置特別会計法 (三一・七一)
固有林野事業特別会計法 (三一)
労働者災害補償保険特別会計法 (三一・七一)
失業保険特別会計法 (三一・七一)
船員保険特別会計法 (三一・七一)
郵政事業特別会計法 (三一・七一)
国立病院特別会計法 (三一・七一)

資金運用部資金法 (三一)
資金運用部特別会計法 (三一・七一)
郵便貯金特別会計法 (三一・七一)
自動車損害賠償責任再保険特別会計法 (三一・七一)
国民年金特別会計法 (三一・七一)
自動車検査登録特別会計法 (三一・七一)
国立学校特別会計法 (三一・七一)
国家公務員共済組合法 (四三)
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律 (四八・一五六)
印紙をもつてする歳入金納付に関する法律 (五〇)
保険業法 (五二・五三・一五六)
外国保険事業者に関する法律 (五二・五三・一五六)
信託業法 (五三)
銀行法 (五三)
商品券取締法 (五三)

普通銀行等ノ貯蓄銀行業務又ハ信託業務ノ兼営等ニ關スル法律 (五三)
証券取引法 (五三・五四・一五六)
公認会計士法 (五三・五四・一五六)
保険募集の取締に関する法律 (五三・一五六)
たばこ専売法 (五三・六九・一五六)
相互銀行法 (五三・一五六)
税理士法 (五三)
信用金庫法 (五三・一五六)
酒税法 (五三・八〇) 八二・八八・一五六)
関税法 (五三・七二・八六・八七)
出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律 (五三)
酒類業法 (五三)
塩専売法 (五四・七〇・一五六)
計理士の名称の使用に関する法律 (五四)

外国証券業者に関する法律（五四）

日本専売公社法（六八）

国税犯則取締法（七二）

とん税法（七二）

特別とん税法（七二）

国税徴収法（七二）

国税通則法（七二）

所得税法（七三）七五・八五）

租税特別措置法（七四・七七・七九・八九）

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（七五・七九・八八）

法人税法（七六・八八）

相続税法（七八・八八）

入場税法（八〇・八八）

砂糖消費税法（八〇）八二・八八）

地方道路税法（八〇）八二・八八）

揮発油税法（八〇）八二・八八）

物品税法（八〇）八二・八八）

石油ガス税法（八〇・八八）

自動車重量税法（八〇）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（八二）

関税率法（八三）八六）

社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律（九〇）

国有財産法（九〇・一五六）

国有財産特別措置法（九〇）

外資に関する法律（九二・九三）

通行税法（八八）

納税貯蓄組合法（八八）

有価証券取引税法（八八）

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（八八）

トラシンプ類税法（八八）

印紙税法（八八）

登録免許税法（八八）

保管金規則（一五六）

会計法（一五六）

物品の無償貸付及び譲与等に関する法律（一五六）

日本輸出入銀行法（一五六）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に
基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する
協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律（一五六）
国稅収納金整理資金に関する法律（一五六）
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（一五六）

準備預金制度に関する法律（一五六）

清酒製造業の安定に関する特別措置法（一五六）

預金保険法（一五六）

（文部省関係）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（六・九・三四・三五・
九四・一五六）

文化財保護法（三一・五三）

義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律（三一・一五六）
/ 4

日本学校安全会法（四一・一五六）

私立学校教職員共済組合法（四三・九六）

宗教法人法（四七・一五六）

私立学校法（四八・五三・一五六）

学校教育法（五三・九四・九五・一五六）

教育公務員特例法（五三・一五六）

教育職員免許法（五三・一五六）

社会教育法（五三・一五六）

国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（五三）

学校保健法（五三）

著作権法（九七、九九・一五六）

市町村立学校職員給与負担法（一五六）

図書館法（一五六）

博物館法（一五六）

義務教育費国庫負担法（一五六）

学校図書館法（一五六）

青年学級振興法（一五六）

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（一五六）

公立学校施設災害復旧費国庫負担法（一五六）

へき地教育振興法（一五六）

女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律（一五六）

日本学校給食会法（一五六）

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（一五六）

農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教育及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律（一五六）

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（一五六）
公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（一五六）

国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（一五六）

(厚生省関係)

医療法 (四八・五三・一〇〇・一〇一・一五六)
社会福祉事業法 (四八・五三・一〇三・一五六)
伝染病予防法 (五三・一〇〇)
「トラホーム」予防法 (五三・一〇〇)
寄生虫病予防法 (五三・一〇〇)
船員保険法 (五三・一〇四・一五六)
児童福祉法 (五三・一〇三・一五六)

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律 (五三・
五四・一〇〇・一五六)

食品衛生法 (五三・一五六)

理容師法 (五三・一五六)

栄養士法 (五三・一五六)

墓地、埋葬等に関する法律 (五三・一五六)

予防接種法 (五三・一五六)

大麻取締法 (五三・一五六)

興行場法 (五三)

旅館業法 (五三・一五六)

公衆浴場法 (五三)

へい獣処理場等に関する法律 (五三)

性病予防法 (五三)

医師法 (五三・一〇〇・一五六)

歯科医師法 (五三・一〇一・一五六)

保健婦助産婦看護婦法 (五三・一〇二・一五六)

民生委員法 (五三・一五六)

歯科衛生士法 (五三・一五六)

身体障害者福祉法 (五三・一〇三・一五六)

精神衛生法 (五三・一五六)

生活保護法 (五三・一〇〇・一〇一・一〇三・一五六)

クリーニング業法 (五三・一五六)
狂犬病予防法 (五三・一五六)
毒物及び劇物取締法 (五三・一五六)

結核予防法 (五三・一五六)

検疫法 (五三・一五六)

診療放射線技師及び診療エックス線技師法 (五三・一五六)

栄養改善法 (五三・一五六)

麻薬取締法 (五三・一五六)

と畜場法 (五三・一五六)

社会保険審査官及び社会保険審査会法 (五三)

らい予防法 (五三・一五六)

あへん法 (五三)

厚生年金保険法 (五三・一〇四)

採血及び供血あつせん業取締法 (五三・五四)

美容師法 (五三・一五六)

水道法 (五三・一五六)

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律 (五三・一五六)

調理師法 (五三・一五六)

国民年金法 (五三・一〇四)

精神薄弱者福祉法 (五三・一〇三・一五六)

薬事法 (五三・一〇〇・一〇一・一五六)

薬剤師法 (五三・一〇〇・一〇一・一五六)

酒算年金通則法 (五三・一〇四)

児童扶養手当法 (五三・一五六)

老人福祉法 (五三・一〇三・一五六)

特別児童扶養手当法 (五三・一五六)

母子保健法 (五三・一五六)

柔道整復師法 (五三・一〇〇・一五六)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（五三・一五六）
歯科技工法（五四・一五六）
原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（一〇〇・一〇一・一五六）
厚生年金保険及び船員保険交渉法（一〇四）
健康保険法（一五六）

消費生活協同組合法（一五六）
死体解剖保存法（一五六）
覚せい剤取締法（一五六）
国民健康保険法（一五六）
社会福祉施設職員退職手当共済法（一五六）
母子福祉法（一五六）
理学療法士及び作業療法士法（一五六）
製菓衛生師法（一五六）
原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（一五六）

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（一五六）
視能訓練士法（一五六）
児童手当法（一五六）

（農林省関係）

漁業法（四・六・五三・一一八・一五六）
水産資源保護法（四・一五六）
土地改良法（三一・四八・五三・一五六）
農林漁業団体職員共済組合法（四三・一〇六）
農業協同組合法（四八・五三・一五六）
水産業協同組合法（四八・一五六）
漁船損害補償法（四八・五三・一五六）
農薬倉庫業法（五三・一五六）
農薬取締法（五三・一五六）

- 農業改良助長法 (五三・五四・一五六)
- 獣医師法 (五三・一五六)
- 家畜商法 (五三・一五六)
- 森林病害虫等防除法 (五三・一五六)
- 肥料取締法 (五三・一五六)
- 漁港法 (五三・一五六)
- 植物防疫法 (五三・六一・一五六)
- 漁船法 (五三)
- 家畜改良増殖法 (五三・一五六)
- 家畜伝染病予防法 (五三・一五六)
- 森林法 (五三・五四・一五六)
- 飼料の品質改善に関する法律 (五三・一五六)
- 保安林整備臨時措置法 (五三)
- 家畜取引法 (五三・一五六)
- 輸出水産業の振興に関する法律 (五四・一五六)
- 林業種苗法 (五四・一五六)
- 卸売市場法 (五四・一五六)
- 農業委員会等に関する法律 (一〇五・一五六)
- 農業者年金基金法 (一〇七・一五六)
- 農地法 (一〇八・一五六)
- 農産種苗法 (一〇九・一五六)
- 食糧管理法 (一一〇・一一六)
- 森林国営保険法 (一一七)
- 農業災害補償法 (一五六)
- 競馬法 (一五六)
- 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律 (一五六)
- 農産物検査法 (一五六)
- 国有林野法 (一五六)
- 蕨糸価格安定法 (一五六)

農業共済基金法（一五六）
開拓融資保証法（一五六）
農業機械化促進法（一五六）
日本中央競馬会法（一五六）
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（一五六）

養豚振興法（一五六）
森林開発公団法（一五六）
日本てん菜振興会法（一五六）
漁業生産調整組合法（一五六）
畜産物の価格安定等に関する法律（一五六）
農業信用保証保険法（一五六）
林業信用基金法（一五六）
漁業災害補償法（一五六）

砂糖の価格安定等に関する法律（一五六）
加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（一五六）
野菜生産出荷安定法（一五六）
漁業協同組合併助成法（一五六）
真珠養殖等調整暫定措置法（一五六）
海洋水産資源開発促進法（一五六）

(通商産業省関係)

- 日本電気計器検定所法 (三一・一五六)
- 中小企業等協同組合法 (四八・一五六)
- 信用保証協会法 (四八・五三・一五六)
- 鉱業法 (五三・一五六)
- 採石法 (五三・一五六)
- 高圧ガス取締法 (五三)
- 計量法 (五三・一五六)
- 武器等製造法 (五三・一五六)
- ガス事業法 (五三・一五六)
- 電気工事士法 (五三・一五六)
- 電気事業法 (五三・一五六)
- アルコール専売法 (五四・一五六)
- 御賦販売法 (五四)
- 電気用品取締法 (五四・一五六)

石油業法 (五四)

- 電気工事案の業務の適正化に関する法律 (五四)
- 特許法 (一一九)
- 実用新案法 (一二〇)
- 意匠法 (一二一)
- 商標法 (一二二)
- 鉱山保安法 (一五六)
- 輸出保険法 (一五六)
- 火薬類取締法 (一五六)
- 商品取引所法 (一五六)
- 輸出入取引法 (一五六)
- 木材防腐特別措置法 (一五六)

商工会議所法（一五六）

百貨店法（一五六）

輸出検査法（一五六）

中小企業団体の組織に関する法律（一五六）

工業用水道事業法（一五六）

工場立地の調査等に関する法律（一五六）

輸出品デザイン法（一五六）

商工会の組織等に関する法律（一五六）

商店街振興組合法（一五六）

中小企業近代化促進法（一五六）

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（一五六）

輸出中小企業製品統一商標法（一五六）

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（一五六）

（運輸省関係）

海難審判法（五三。一二九。一五六）

船舶法（五三）

船舶安全法（五三）

船員法（五三。一五六）

船員職業安定法（五三）

航路標識法（五三）

水先法（五三）

海上運送法（五三。五四）

国際観光ホテル整備法（五三。一五六）

造船法（五三）

港湾法（五三。一五六）

船舶職員法（五三。一五六）

港湾運送事業法（五三）

道路運送法 (五三)
道路運送車両法 (五三。一二三。一二六。一五六)
自動車担当法 (五三)
気象業務法 (五三。一五六)
旅行業法 (五三。一五六)
倉庫業法 (五三)
海洋汚染防止法 (五三。一五六)
通訳案内業法 (五四)
海事代理士法 (五四)
内航海運業法 (五四)
航空法 (五四。一五六)
自動車ターミナル法 (五四)
小型船造船業法 (五四)
自動車損害賠償保障法 (一二七。一二八。一五六)

水難救護法 (一五六)
土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (一五六)

(郵政省関係)

日本電信電話公社法 (三七。一五六)
放送法 (三八。五三。一三四。一五六)
郵便法 (五一。五三。一五六)
郵便為替法 (五二。五三。一五六)
郵便貯金法 (五三。一五六)
郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律 (五三。一五六)
簡易郵便局法 (五三)
郵便物運送委託法 (五三。一五六)
電波法 (五三。一三一。一三三。一五六)
有線放送業務の運用の規正に関する法律 (五三。一五六)

有線電気通信法（五三・一五六）
公衆電気通信法（五三・一三〇・一五六）
有線放送電話に関する法律（五三・一五六）
国際電信電話株式会社法（一五六）
有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法（一五六）
電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律（一五六）
電話設備の拡充に係る電話交換方式の自動化の実施に伴い退職する者に対する特別措置に関する法律（一五六）

（労働省関係）

労働組合法（六・四六・五三・一五六）
労働金庫法（四八・五三・一五六）
労働関係調整法（五三・一五六）
労働基準法（五三・一三七・一四一・一五六）
労働者災害補償保険法（五三・一四二・一五六）

職業安定法（五三・一五六）
失業保険法（五三・一四四・一五六）
公共企業体等労働関係法（五三・一五六）
地方公営企業労働関係法（五三・一五六）
労働保険審査官及び労働保険審査会法（五三・一五六）
じん肺法（五三・一五六）
社会保険労務士法（五三）
職業訓練法（五三・一五六）
労働保険の保険料の徴収等に関する法律（五三・一五六）
失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（五三・一四二・一五六）
駐留軍関係離職者等臨時措置法（一四五・一五六）
緊急失業対策法（一四六）
中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法（一四六）

労働福祉事業団法（一五六）
日本労働協会法（一五六）
最低賃金法（一五六）
中小企業退職金共済法（一五六）
雇用促進事業団法（一五六）
労働災害防止団体等に関する法律（一五六）
雇用対策法（一五六）
家内労働法（一五六）

(建設省関係)

- 建築基準法 (四・五三・一四八・一五六)
- 都市計画法 (四・五三・一五六)
- 土地収用法 (六・五三・一五六)
- 地方住宅供給公社法 (三一・四〇・五三・一五六)
- 水害予防組合法 (四八)
- 貸家組合法 (四八)
- 土地区画整理法 (四八・五三・一四七・一五六)
- 公有水面埋立法 (五三)
- 建設業法 (五三・五四・一五六)
- 測量法 (五三・五四・一五六)
- 建築士法 (五三・一五六)
- 公営住宅法 (五三・一五六)
- 宅地建物取引業法 (五三・一五六)

- 道路法 (五三・一五六)
- 公共工事の前払金保証事業に関する法律 (五三・一五六)
- 都市公園法 (五三・一五六)
- 海岸法 (五三・一五六)
- 駐車場法 (五三・一五六)
- 下水道法 (五三・一五六)
- 河川法 (五三・一五六)
- 不動産の鑑定評価に関する法律 (五三・一五六)
- 砂利採取法 (五四・一五六)
- 積立式宅地建物販売業法 (五四・一五六)
- 地代家賃統制令 (一四九)
- 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 (一五六)
- 建設機械担当法 (一五六)
- 住宅建設計画法 (一五六)

(自治省関係)

地方自治法 (三。四。六。九。六〇。一五一。一五六)
地方公務員共済組合法 (四三。五三。一五六)
地方公務員法 (四五。一五六)
消防法 (五三。一五六)
公職選挙法 (五三。一五三。一五六)
行政書士法 (六〇。一五六)
住民基本台帳法 (六〇。一五六)
地方財政法 (一五〇)
市町村の合併の特例に関する法律 (一五〇)
地方公務員災害補償法 (一五二)
地方税法 (一五四。一五五)
消防組織法 (一五六)
政治資金規正法 (一五六)

地方公営企業法 (一五六)

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律 (一五六)

消防団員等公務災害補償等共済基金法 (一五六)

(人事院関係)

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律 (五六)

12/14 泉院色邊

沖縄振興開発特別措置法案に対する修正案

沖縄振興開発特別措置法案の一部を次のように修正する。

第三条第一項中第十三号を第十四号とし、第六号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 都市の整備に関する事項

第四十四条第一項中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 手帳所持者が公共職業安定所の紹介により移転して就職することとを容易にするため宿舎の貸与その他宿舎の確保に関し必要な援助を行なうこと。

第四十六条中「第十号」を「第十一号」に改める。

第五十三条第一項各号列記以外の部分中「二十五人以内」を「三十人以内」に改め、同項第六号中「六人以内」を「十一人以内」に改める。

次書
さつぽー
12/16
泉院色邊